

「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づいた
議論が行われることを求める決議

原子力発電に伴い発生する特定放射性廃棄物の最終処分場の選定については、2015年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が改定され、国が科学的により適正が高いと考えられる地域を示すこととし、2017年7月に「科学的特性マップ」が公表された。

こうした中、本年8月、寿都町が文献調査への応募を検討していることが明らかになり、また、9月には神恵内村においても、商工団体から村議会に対し、文献調査への応募検討を求める請願が提出された。

そして、先般、寿都町は文献調査の応募書を原子力発電環境整備機構（NUMO）へ提出し、神恵内村は国からの文献調査申し入れに対して受諾を表明したところであるが、放射性廃棄物に関する懸念や不安が住民や周辺の自治体などに広がっている。

北海道では、特定放射性廃棄物の持ち込みについては慎重に対応すべきであり、受け入れ難いとする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されており、本市をはじめ道内の自治体は同条例を遵守し、北海道の豊かで優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことが求められている。

よって、本市議会は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づいた議論が行われることを求めるものである。

以上につき、決議する。

令和2年（2020年）11月2日

札幌市議会

（提出先）北海道知事

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員